



熊本県公報

号外 第10号
令和5年(2023年)
6月16日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県五木村振興相談室設置規則…………… (人事課) 1

規 則

熊本県五木村振興相談室設置規則をここに公布する。
令和5年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第32号

熊本県五木村振興相談室設置規則

(設置)

第1条 長年にわたりダム問題に翻弄されてきた五木村の振興に係る相談事務を分掌させるため、熊本県五木村振興相談室(以下「相談室」という。)を球磨郡五木村に置く。

(職員)

第2条 相談室に、室長及び必要な職員を置く。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年6月19日から施行する。